

令和 7 年 4 月 30 日

募集及び認定実施の公表

指宿市長 打越 明司

指宿市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度を定める規則第 2 条第 17 項の規定により，令和 6 年度内に所管組織内において実施された早期退職希望者の募集及び認定について，認定を受けた応募者の数及びその認定に係る全ての募集実施要項（同条第 11 項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては，当該方法を含む。以下同じ。）を公表します。

1 認定を受けた応募者の数

3 人

2 募集実施要項

	実際の募集の期間	退職すべき期日	必要な方法の有無
別添	令和 6 年 7 月 16 日 午前 8 時 30 分から， 令和 6 年 9 月 13 日 午後 5 時 15 分まで	令和 7 年 3 月 31 日	無

令和6年度早期退職に係る募集実施要項

令和6年7月8日

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（指宿市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度を定める規則（平成27年指宿市規則22号）第2条第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

退職すべき期日において、勤続20年以上であり、かつ、年齢45歳以上60歳未満の職員

2 募集人数

若干名

3 募集の期間

令和6年7月16日 午前8時30分から

令和6年9月13日 午後5時15分まで

4 退職すべき期日

令和7年3月31日

※ 認定後に生じた事由に鑑み、退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げすることができるものとする。

5 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙第1号様式）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属長を経由して人事秘書課人事係に提出する。
- (2) 任命権者は、応募による退職が予定されている職員である旨の認定又はそれに該当しない旨の不認定の決定を行い、当該決定について職員に対し令和6年10月上旬までに、それぞれ「認定通知書」（別紙第3号様式）又は「不認定通知」（別紙第4号様式）により通知する。
- (3) 応募申請書を提出した職員が、応募申請を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙第2号様式）を所属長を経由して速やかに人事秘書課人事係に提出する。

6 本件に関する問い合わせ先
総務部人事秘書課人事係

注1 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用する職員
- (3) 令和6年7月16日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年7月16日から令和6年9月13日までに懲戒処分を受けた者

注2 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する市民の信頼を確保する上で支障を生じると認める場合
- (4) 引き続き職務に推進するために特に必要であると認める場合